

(点数の見直し)			
眼窩内異物除去術(深在性)			
1 視神経周囲、眼窩尖端	12, 200点	12, 800点	
2 その他	7, 500点	7, 880点	
(点数の見直し)			
涙腺摘出術(切除を含む。)	涙腺摘出術(切除を含む。)	(削除)	
(区分の見直し)			
眼窩涙腺腫瘍摘出(切除)術	眼窩涙腺腫瘍摘出(切除)術	(削除)	
(区分の見直し)			
眼窩内腫瘍摘出術(表在性)	4, 400点	4, 520点	
(点数の見直し)			
眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	
1 視神経周囲、眼窩尖端	23, 100点		20, 100点
2 その他	15, 300点		
(項目の見直し)			
眼窩悪性腫瘍手術	23, 600点	24, 800点	
(点数の見直し)			
眼球内異物摘出術(硝子体内異物摘)	眼球内異物摘出術(硝子体内異物摘出を含)	(削除)	

出を含む。)	む。)			
(区分の見直し)				
眼筋移植術	眼筋移植術	11,800点	眼筋移動術	12,400点
(区分の見直し)				
角膜強膜縫合術	角膜強膜縫合術	2,980点	角膜・強膜縫合術	2,980点
(区分の見直し)				
角膜縫合術、強膜縫合術、結膜強膜縫合術	角膜縫合術、強膜縫合術、結膜強膜縫合術		(削除)	
(区分の見直し)				
角膜パンプス手術(角膜パンプス冷凍凝固術を含む。)	角膜パンプス手術(角膜パンプス冷凍凝固術を含む。)	980点	角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)	980点
(区分の見直し)				
(区分の新設)		(新設)	顕微鏡下角膜抜糸術	980点
強膜異物除去術	強膜異物除去術	650点	角膜・強膜異物除去術	650点
(区分の見直し)				
角膜異物除去術	角膜異物除去術		(削除)	
(区分の見直し)				

ぶどう腫縮小術 (区分の見直し)	ぶどう腫縮小術	(削除)
角膜移植術 (点数の見直し)	29, 100点	30, 600点
角膜点墨染色術 (区分の見直し)	角膜点墨染色術	(削除)
虹彩癒着剝離術 (区分の見直し)	虹彩癒着剝離術	(削除)
光学的虹彩切除術 (区分の見直し)	光学的虹彩切除術	(削除)
毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術 (点数の見直し)	11, 300点	11, 900点
虹彩離断術 (区分の見直し)	虹彩離断術	(削除)
緑内障手術 (項目の見直し)	1 虹彩切除術、毛様体ジアテルミー 4, 740点 2 毛様体剝離術、虹彩嵌置術、円鋸術、シェ	1 虹彩切除術 4, 740点 2 流出路再建術、濾過手術 14, 200点

	イ手術	5,080点		
	3 隅角切開術、隅角穿刺術	6,460点		
	4 洞切開術 (シュレム管開放術)	10,100点		
	5 線維柱帯切断術、線維柱帯切除術、経毛様 体扁平部濾過手術	14,700点		
瞳孔形成術 (区分の見直し)	瞳孔形成術	4,910点	虹彩整復後・瞳孔形成術	4,700点
前房、虹彩内異物除去術 (マグネット を使用するもの) (区分の見直し)	前房、虹彩内異物除去術 (マグネットを使用す るもの)	5,200点	前房、虹彩内異物除去術	6,050点
黄斑下手術 (点数の見直し)		37,700点		39,600点
硝子体吸引術 (区分の見直し)	硝子体吸引術	1,900点	硝子体注入・吸引術	1,900点
硝子体切除術 (項目の見直し)	硝子体切除術		硝子体切除術	11,000点
	1 前部の場合	11,000点		
	2 深部の場合	19,400点		
硝子体基頭微鏡下離断術				

1 網膜付着組織を含むもの	23, 300点	24, 500点
2 その他のもの (点数の見直し)	19, 500点	20, 500点
増殖性硝子体網膜症手術 (点数の見直し)	36, 800点	38, 600点
白内障手術	白内障手術	水晶体再建術
眼内レンズ挿入術 (区分の見直し)	1 後発切開術 1, 510点 2 嚢内摘出術 7, 430点 3 吸引術 4, 910点 4 超音波摘出術 7, 430点 5 嚢外摘出術 (後嚢研磨を含む。) 7, 430点 6 経毛様体扁平部水晶体摘出術 7, 430点	1 眼内レンズを挿入する場合 12, 100点 2 眼内レンズを挿入しない場合 7, 430点
後発白内障後嚢研磨術 (区分の見直し)	後発白内障後嚢研磨術 1, 880点	後発白内障手術 1, 520点
(区分の新設)	(新設)	外耳道骨腫切除術 5, 900点
鼓膜切開術 (注の見直し)	注 イオントフォーゼを使用した場合は、4 5点を加算する。	(第3節へ移動)

錐体先端部手術 (区分の見直し)	錐体先端部手術 19,600点	錐体部手術 19,600点
鼓膜癒着症手術 (区分の見直し)	鼓膜癒着症手術	(削除)
(区分の新設)	(新設)	耳管狭窄ビニール管挿入 1,090点
鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術 (注の見直し)	注 イオントフォレーゼを使用した場合は、4 5点を加算する。	(第3節へ移動)
鼓膜中耳肉芽切除術 (区分の見直し)	鼓膜中耳肉芽切除術 2,320点	鼓膜鼓室肉芽切除術 2,320点
鼓室形成手術 (点数の見直し)	鼓室形成手術 31,300点	32,900点
経迷路的内耳道開放術 (点数の見直し)	経迷路的内耳道開放術 35,000点	36,000点
内耳窓閉鎖術 (点数の見直し)	内耳窓閉鎖術 16,500点	17,300点

(区分の新設)	(新設)	下甲介粘膜焼灼術	900点
萎縮性鼻炎粘膜下異物挿入術	2,600点	(削除)	
(区分の新設)	(新設)	鼻骨脱臼整復術	1,640点
(区分の新設)	(新設)	鼻骨骨折徒手整復術	1,640点
(区分の新設)	(新設)	上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,110点
(区分の新設)	(新設)	上顎洞鼻外手術	2,110点
(区分の新設)	(新設)	鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)	900点
(区分の新設)	(新設)	出血性鼻茸摘出術	5,280点
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術			
1 切除	16,200点	17,000点	
2 全摘	33,000点	34,700点	
(点数の見直し)			
(副鼻腔)	区分番号K348から区分番号K366ま	(第3節へ移動)	
(注の見直し)	でに掲げる手術において、内視鏡下により行		

った場合は、それぞれの所定点数に1,000点を加算する。

試験上顎洞開窓術
(区分の見直し)

試験上顎洞開窓術

(削除)

鼻内上顎洞開窓術
(区分の見直し)

鼻内上顎洞開窓術 2,090点

上顎洞開窓術 2,000点

(区分の新設)

(新設)

鼻内上顎洞根本手術 5,120点

(区分の新設)

(新設)

副鼻腔炎術後後出血止血法 5,120点

鼻内前頭洞手術
(注の追加)

(新設)

注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。

副鼻腔骨形成手術
(区分の見直し)

副鼻腔骨形成手術

(削除)

(区分の新設)

(新設)

上咽頭ポリープ摘出術

1 経口腔によるもの	3,430点
2 経鼻腔によるもの	3,890点
3 経副鼻腔によるもの	6,360点
4 外切開によるもの	11,600点

鼻咽腔悪性腫瘍手術 (区分の見直し)	鼻咽腔悪性腫瘍手術 20,400点	上咽頭悪性腫瘍手術 21,400点
扁桃悪性腫瘍手術 (区分の見直し)	扁桃悪性腫瘍手術	(削除)
(区分の新設)	(新設)	咽瘻孔閉鎖術 7,550点
(区分の新設)	(新設)	咽頭粘膜下軟骨片挿入術 11,410点
(区分の新設)	(新設)	喉頭又は声帯ポリープ切除術 1 間接喉頭鏡によるもの 2,990点 2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの 4,300点
(区分の新設)	(新設)	喉頭嚢腫摘出術 2,450点
喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。) (点数の見直し)	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術 60,300点	63,300点
(区分の新設)	(新設)	気管縫合術 1,040点
口蓋腫瘍摘出術	6,720点	1 口蓋粘膜に限局するもの 400点

(項目の見直し)			2 口蓋骨に及ぶもの	6,720点
(区分の新設)		(新設)	軟口蓋形成手術	7,800点
舌悪性腫瘍手術				
1 切除		11,100点	11,700点	
2 亜全摘		31,300点	32,900点	
(点数の見直し)				
口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術		37,700点	39,600点	
(点数の見直し)				
口唇裂形成手術	口唇裂形成手術		口唇裂形成手術(片側)	
(区分の見直し)				
	1 口唇のみの場合	7,800点	1 口唇のみの場合	7,800点
	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	12,200点	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	
	3 鼻腔底形成を伴う場合	13,100点		12,200点
			3 鼻腔底形成を伴う場合	13,100点
(注の見直し)	注 両側を同時に行った場合は、所定点数に所 定点数の100分の50に相当する点数を加 算した点数で算定する。		(削除)	
		(新設)	口唇裂形成手術(両側)	
(区分の新設)			1 口唇のみの場合	11,700点
			2 口唇裂鼻形成を伴う場合	
				18,300点

		3 鼻腔底形成を伴う場合	19,700点
頬骨変形治癒骨折矯正術 (点数の見直し)	17,100点		18,000点
顔面多発骨折観血的手術 (点数の見直し)	16,900点		17,700点
上顎骨悪性腫瘍手術			
1 掻爬	4,300点		4,520点
2 切除	19,600点		20,600点
3 全摘 (点数の見直し)	30,900点		32,400点
上顎骨形成術			
1 単純な場合	11,900点		12,500点
2 複雑な場合及び2次的再建の場 合 (点数の見直し)	20,600点		21,600点
耳下腺悪性腫瘍手術			
1 切除	18,100点		19,000点
2 全摘 (点数の見直し)	27,300点		28,700点

パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術 （両葉） （点数の見直し）	15,200点	16,000点
上皮小体腺腫過形成手術		
1 上皮小体摘出術	9,280点	9,280点
2 上皮小体全摘術（一部筋肉移植） （点数の見直し）	14,600点	20,000点
上皮小体癌手術（広汎） （区分の見直し）	上皮小体癌手術（広汎） 20,000円	上皮小体悪性腫瘍手術（広汎） 20,000点
（区分の新設）	（新設）	乳癌冷凍凝固摘出術 6,040点
乳腺悪性腫瘍手術 （項目の変更）	2 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 20,000点	2 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 16,000点
	3 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの （内視鏡下によるものを含む。）） 26,600点	3 乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 19,000点
	4 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの） ・胸筋切除を併施しないもの 27,100点	4 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの （内視鏡下によるものを含む。）） 26,600点
	5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの） ・胸筋切除を併施するもの 22,100点	5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの） ・胸筋切除を併施しないもの 27,100点
		6 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）

	6 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 33,000点		の）・胸筋切除を併施するもの 22,100点
			7 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 33,000点 （第3節へ移動）
	注 止血用加熱凝固切開装置を使用した場合 は、所定点数に700点を加算する。		
（区分の新設）		（新設）	乳房再建術（乳房切除後）
			1 一期的に行うもの 21,900点
			2 二期的に行うもの 30,000点
肋骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術 胸骨カリエス又は胸骨骨髓炎手術 （区分の見直し）	肋骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術 5,740点 胸骨カリエス又は胸骨骨髓炎手術 5,740点		肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術 5,740点
（区分の新設）		（新設）	流注膿瘍切開搔爬術 6,020点
胸壁悪性腫瘍摘出術			
1 胸壁形成手術を併施するもの	23,400点		24,600点
2 その他のもの	18,600点		19,500点
（点数の見直し）			
（区分の新設）		（新設）	胸骨悪性腫瘍摘出術
			1 胸壁形成手術を併施するもの 24,600点

(区分の新設)	(新設)	2 その他のもの	19,500点
胸腔内血腫除去術 (区分の見直し)	胸腔内血腫除去術 14,700点	試験的開胸開腹術	14,600点
胸腔内合成樹脂球摘出術 (区分の見直し)	胸腔内合成樹脂球摘出術	胸腔内(胸膜内)血腫除去術	14,700点
醸膿胸膜、胸膜肺底切除術		(削除)	
1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	20,700点		21,700点
2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの (点数の見直し)	24,300点		25,500点
醸膿胸膜、胸膜肺底切除術(胸腔鏡下のもの) (区分の見直し)	醸膿胸膜、胸膜肺底切除術(胸腔鏡下のもの) 31,900点	胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜肺底切除術	40,400点
(区分の新設)	(新設)	胸膜外肺剥皮術	
		1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	21,700点
		2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの	

			25,500点
(区分の新設)	(新設)	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術	23,100点
膿胸腔有茎筋肉弁充填術 (点数の見直し)	18,900点	19,800点	
胸郭形成手術(膿胸手術の場合)			
1 肋骨切除を主とするもの	21,900点	23,000点	
2 胸膜肺底切除を併施するもの (点数の見直し)	30,200点	31,700点	
胸郭形成手術(肺結核手術の場合)	胸郭形成手術(肺結核手術の場合)	胸郭形成手術(肺切除後遺残腔を含む。)	
	1 第1次		9,370点
	2 その他のもの		9,370点
補正胸郭形成手術(肺切除後遺残腔) (区分の見直し)	補正胸郭形成手術(肺切除後遺残腔)		
	9,180点		
(区分の新設)	(新設)	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	9,640点
(区分の新設)	(新設)	光線力学療法(早期肺癌(0期又は1期)に限る。)	6,700点

肺切除術	1 楔状部分切除	17,100点	1 楔状部分切除	18,000点
(項目の変更)	2 区域切除(1肺葉に満たないもの)	34,200点	2 区域切除(1肺葉に満たないもの)	35,900点
	3 肺葉切除	34,100点	3 肺葉切除	35,800点
	4 複合切除(1肺葉を超えるもの)	31,100点	4 複合切除(1肺葉を超えるもの)	32,700点
	5 1側肺全摘	35,800点	5 1側肺全摘	37,600点
	注 自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。		6 気管支形成を伴う肺切除	43,500点
			(第3節へ移動)	
気管支形成を伴う肺切除術		48,000点	(削除)	
(区分の見直し)				
胸腔鏡下肺切除術		31,700点	37,500点	
(点数の見直し)				
(区分の新設)		(新設)	胸腔鏡下良性縦郭腫瘍手術	37,500点
(区分の新設)		(新設)	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	37,500点
(区分の新設)		(新設)	胸腔鏡下肺縫縮術	37,500点
肺悪性腫瘍手術				

1 肺葉切除又はこれに満たないもの	1 肺葉切除又はこれに満たないもの 35,100点	1 肺葉切除又はこれに満たないもの 36,900点
2 1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの (項目の見直し)	2 1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの 39,000点	2 1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの 41,000点
(注の変更)	注 肺縫縮又は気管支断端縫合を行うに当たって、自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	3 気管支形成を伴う肺切除 43,500点 (第3節へ移動)
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 (項目の見直し)	55,200点	1 リンパ節郭清を伴わないもの 41,000点
(区分の新設)	(新設)	2 リンパ節郭清を伴うもの 58,000点
(区分の新設)	(新設)	移植用肺採取術(死体)(両側) 49,800点
		注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
		同種死体肺移植術 91,800点
		注1 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
		2 両側肺を移植した場合には、45,0

肺縫縮術
(注の変更)

気管支形成手術

- 1 楔状切除術
- 2 輪状切除術
- 3 気管分岐部切除術
- 4 気管分岐部切除術 (再建を伴うもの)
(点数の見直し)

先天性気管狭窄症手術
(点数の見直し)

食道狭窄拡張術
(項目の見直し)

注 肺気腫に対する正中切開による肺縫縮術を行うに当たって、自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。

- 34,000点
- 36,300点
- 56,100点
- 62,300点

- 62,300点

- 1 直達鏡によるもの 5,570点
- 2 食道ブジー法 2,520点

00点を加算する。

(第3節へ移動)

- 35,700点
- 38,100点
- 58,900点
- 65,400点

65,400点

- 1 内視鏡によるもの 5,570点
- 2 食道ブジー法 2,520点

注 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず第1回目の実施日に1回に限り算定する。

(区分の新設)	(新設)	食道ステント留置術	5, 570点
食道異物摘出術			
(項目の見直し)		1 頸部手術によるもの	15, 000点
		2 開胸手術によるもの	16, 700点
		3 開腹手術によるもの	16, 400点
		4 直達鏡又は内視鏡によるもの	5, 360点
食道切除再建術			
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	47, 600点	50, 000点	
2 胸部、腹部の操作によるもの	39, 100点	41, 100点	
3 腹部の操作によるもの	26, 100点	27, 400点	
(点数の見直し)			
(区分の新設)	(新設)	胸壁外皮膚管形成吻合術	
		1 切除と再建を併施する場合 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	50, 000点
		2 切除と再建を併施する場合 胸部、腹部の操作によるもの	41, 100点
		3 腹部の操作によるもの	27, 400点
		4 バイパスのみ作成する場合	24, 100点
食道腫瘍摘出術		1 内視鏡によるもの	6, 520点

(項目の見直し)	2 開胸又は開腹手術によるもの 18,200点	2 開胸又は開腹手術によるもの 20,200点
	3 腹腔鏡・縦隔鏡下によるもの 22,800点	3 腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの 27,500点
(区分の新設)	(新設)	表在性食道癌光線力学療法 6,800点
食道悪性腫瘍手術 (単に切除のもの)		
1 頸部食道の場合	27,300点	28,700点
2 胸部食道の場合 (点数の見直し)	33,200点	34,900点
先天性食道閉鎖症根治手術 (点数の見直し)	43,600点	45,800点
食道悪性腫瘍手術 (消化管再建手術を併施するもの) (項目の見直し) (注の見直し)	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの (腹腔鏡下によるものを含む。) 68,100点 2 胸部、腹部の操作によるもの 60,100点 3 腹部の操作によるもの 42,900点 注1 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの (胸腔鏡下によるものを含む。) 73,500点 2 胸部、腹部の操作によるもの 64,600点 3 腹部の操作によるもの 51,000点 (第3節へ移動)

食道噴門形成手術(開腹によるもの) (区分の見直し)	食道噴門形成手術(開腹によるもの) 18,700点	食道アカラシア形成手術 18,700点
食道噴門形成手術(腹腔鏡によるもの) (区分の見直し)	食道噴門形成手術(腹腔鏡によるもの) 23,800点	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術 26,000点
食道切除後2次的再建術 1 皮弁形成によるもの 2 消化管利用によるもの (点数の見直し) (注の見直し)	24,100点 26,400点 注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	25,300点 27,700点 (第3節へ移動)
食道・胃静脈瘤手術 (項目の見直し)	1 食道・胃壁静脈瘤結紮術を主とするもの 22,300点 注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	1 血行遮断術を主とするもの 22,300点 (第3節へ移動)
(区分の新設)	(新設)	食道静脈瘤手術(開腹) 22,300点
(区分の新設)	(新設)	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術 8,990点

(区分の新設)

胸腹裂孔ヘルニア手術

1 経胸又は経腹

15,100点

15,900点

2 経胸及び経腹

20,000点

21,000点

(点数の見直し)

食道裂孔ヘルニア手術

1 経胸又は経腹

15,400点

16,200点

2 経胸及び経腹

19,600点

20,600点

(点数の見直し)

腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術

24,000点

25,200点

(点数の見直し)

試験開心術

23,500点

24,700点

(点数の見直し)

心腔内異物除去術

24,000点

25,200点

(点数の見直し)

心房内血栓除去術

24,000点

25,200点

(新設)

横隔膜レラクサチオ手術

1 経胸又は経腹

16,500点

2 経胸及び経腹

23,200点

(点数の見直し)			
心腫瘍摘出術 (区分の見直し)	心腫瘍摘出術	38,500点	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術 1 単独のもの 40,400点 2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 60,100点 3 冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの 82,000点
冠動脈結紮術 (区分の見直し)	冠動脈結紮術		(削除)
経皮的冠動脈形成術 (点数の見直し)	経皮的冠動脈形成術	22,800点	22,000点
経皮的冠動脈血栓切除術 (区分の見直し)	経皮的冠動脈血栓切除術	22,800点	経皮的冠動脈粥腫切除術 22,000点
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの) (点数の見直し)		23,900点	25,000点
経皮的冠動脈ステント留置術 (点数の見直し)		22,800点	22,000点

(区分の新設)

(新設)

冠動脈形成術（血栓内膜摘除）

1 1か所のもの 47,300点

（項目の見直し）

2 2か所以上のもの 51,300点

冠動脈、大動脈バイパス移植術

（項目の見直し）

1 1本のもの 48,700点

2 2本以上のもの 81,300点

注 人工心肺を使用しない場合は所定点数に所
定点数の100分の30に相当する点数を加
算する。

(区分の新設)

(新設)

心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）

1 単独のもの 37,800点

2 冠動脈血行再建術を伴うもの

(区分の見直し)

55,600点

経皮的冠動脈血栓吸引術 15,000点

1 1箇所のもの 49,700点

2 2箇所以上のもの 53,900点

1 1吻合のもの 51,100点

2 2吻合以上のもの 78,000点

注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行
った場合は、10,000点を加算する。

冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使
用しないもの）

1 1吻合のもの 58,800点

2 2吻合以上のもの 88,100点

注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行
った場合は、10,000点を加算する。

1 単独のもの 39,700点

2 冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの
58,400点

3 冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うも
の
83,500点

(区分の新設)

(新設)

左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術

- 1 単独のもの 50, 800点
- 2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 70, 200点
- 3 冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの 87, 800点

房室弁直視下切開術

房室弁直視下切開術

(削除)

(区分の見直し)

弁形成術

- 1 1弁のもの 43, 200点
- 2 2弁のもの 56, 300点
- 3 3弁のもの 68, 600点

- 57, 500点
- 72, 500点
- 85, 000点

(点数の見直し)

房室弁輪形成術

40, 300点

(削除)

(区分の見直し)

弁置換術

- 1 1弁のもの 58, 500点
- 2 2弁のもの 73, 400点
- 3 3弁のもの 85, 700点

- 57, 000点
- 71, 500点
- 84, 500点

(点数の見直し)			
(区分の新設)		(新設)	経皮的動脈弁拡張術 22,800点
			注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
大動脈弁上狭窄手術 (点数の見直し)	46,700点		49,000点
大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。) (点数の見直し)	47,900点		50,300点
弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術 (点数の見直し)	59,000点		57,500点
(区分の新設)		(新設)	ダムス・ケー・スタンセル(DKS)吻合を伴う大動脈狭窄症手術 72,800点
ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術) (点数の見直し)	98,100点		103,000点
閉鎖性僧帽弁交連切開術 (区分の見直し)	閉鎖性僧帽弁交連切開術 22,900点		閉鎖式僧帽弁交連切開術 22,900点

(区分の新設)

(新設)

大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）

（項目の見直し）（注の変更）

- | | |
|---|----------|
| 1 上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの） | 88,800点 |
| 2 上行大動脈（その他のもの） | 79,200点 |
| 3 弓部大動脈 | 104,000点 |
| 4 上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの）及び弓部大動脈の同時手術 | 136,000点 |
| 5 下行大動脈 | 63,100点 |
| 6 腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの） | 51,700点 |
| 7 腹部大動脈（その他のもの） | 49,500点 |
| 8 胸腹部大動脈 | 88,100点 |

注 自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。

動脈管開存症手術

（項目の見直し）

動脈管開存症手術 22,000点

経皮的僧帽弁拡張術 22,800点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

- | | |
|---|----------|
| 1 上行大動脈（大動脈弁置換（形成）及び冠動脈再建を伴うもの） | 93,000点 |
| 2 上行大動脈（その他のもの） | 75,300点 |
| 3 弓部大動脈 | 109,000点 |
| 4 上行大動脈（大動脈弁置換（形成）及び冠動脈再建を伴うもの）及び弓部大動脈の同時手術 | 143,000点 |
| 5 下行大動脈 | 75,300点 |
| 6 胸腹部大動脈 | 111,000点 |
| 7 腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの） | 54,300点 |
| 8 腹部大動脈（その他のもの） | 52,000点 |

（第3節へ移動）

動脈管開存症手術

1 経皮的動脈管開存閉鎖術 12,700点

(注の新設)			注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
			2 動脈管開存閉鎖術 (直視下) 22,000点
(区分の新設)		(新設)	血管輪又は重複大動脈弓離断手術 22,600点
(区分の新設)		(新設)	巨大側副血管手術 (肺内肺動脈統合術) 31,800点
大動脈縮窄症手術 (区分の見直し)	大動脈縮窄症手術	41,100点	大動脈縮窄 (離断) 症手術 1 単独のもの 41,100点 2 心室中隔欠損症手術を伴うもの 68,300点 3 複雑心奇形手術を伴うもの 119,300点
大動脈中隔欠損閉鎖術 (項目の見直し)		46,000点	大動脈肺動脈中隔欠損症手術 1 単独のもの 46,000点 2 心内奇形手術を伴うもの 59,000点
(区分の新設)		(新設)	三尖弁手術 (エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術) 79,000点

肺動脈弁切開術（非直視下、ブロック法）

肺動脈弁直視下切開術

右室流出路形成術

右室漏斗状部狭窄切除術

（区分の見直し）

（区分の新設）

肺動脈形成術（肺動脈幹、主肺動脈を含む。）

（区分の見直し）

肺静脈還流異常症手術

（項目の見直し）

心房中隔欠損作成術

心房中隔欠損作成術（直視下）

（区分の見直し）

肺動脈弁切開術（非直視下、ブロック法）

21, 800点

肺動脈弁直視下切開術

29, 600点

右室流出路形成術

48, 400点

右室漏斗状部狭窄切除術

1 単独のもの

35, 200点

（新設）

肺動脈形成術（肺動脈幹、主肺動脈を含む。）

1 総肺静脈還流異常のもの 77, 600点

2 部分肺静脈還流異常のもの

35, 600点

心房中隔欠損作成術

3 経静脈手技（ラシュキンド法）

8, 250点

心房中隔欠損作成術（直視下） 25, 800点

肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術

1 肺動脈弁切開術（単独のもの）

25, 000点

2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの

45, 700点

経皮的肺動脈弁拡張術

22, 800点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

（削除）

1 部分肺静脈還流異常 37, 000点

2 総肺静脈還流異常 81, 000点

心房中隔欠損作成術

1 経皮的心房中隔欠損作成術（ラシュキンド法） 6, 900点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は

(注の新設)

(区分の新設)

(区分の新設)

心室中隔欠損閉鎖術

右室漏斗状部狭窄切除術

(区分の見直し)

バルサルバ洞動脈瘤破裂手術

(区分の見直し)

(区分の新設)

(新設)

(新設)

心室中隔欠損閉鎖術

1 単独のもの 38,900点

2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの
49,100点

3 大動脈弁形成を伴うもの 51,600点

右室漏斗状部狭窄切除術

2 心室中隔欠損閉鎖を伴うもの
51,000点

バルサルバ洞動脈瘤破裂手術 47,300点

(新設)

算定しない。

2 心房中隔欠損作成術 25,800点

経皮的心房中隔欠損閉鎖術 25,600点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用
は算定しない。

三心房心手術 39,000点

心室中隔欠損閉鎖術

1 単独のもの 38,900点

2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの
49,100点

3 大動脈弁形成を伴うもの
56,000点

4 右室流出路形成を伴うもの
55,500点

バルサルバ洞動脈瘤手術

1 単独のもの 52,000点

2 大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの
59,000点

右室二腔症手術 53,000点